

毎週火、金曜日発行（但休日に当ると
は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 結核予防法による医療機関の指定
- ◆選管告示 選舉管理委員会の招集
- ◆雑報 地方職員共済組合定款の一部変更

告示

鳥取県告示第六百十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年十一月六日

鳥取県知事 石破二朗

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第二十五号

昭和三十九年第七回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年十一月六日

鳥取県選舉管理委員会委員長 加藤 定治

	指定期月日	名 称	所 在 地	開設者
一	昭和三十九年十月一日	福井医院	鈴東伯郡東伯町大字 鈴一六〇番二地	福井 卓

雑報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款

の一部を変更する定款を公表する。

昭和39年11月6日

地方職員共済組合理事長 狩 保

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第一条中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第二十二条第五号中「、第三号及び第四号」を削る。

第二十九条第二項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛 金 率	負 担 金 率
一般組合員	千分の四十二	千分の五十七
知事組合員	千分の五十二	千分の七十二
船員継続組合員	千分の四十二	千分の五十七

第三十一条中「地方公務員共済組合法施行規程」を
「地方公務員等共済組合法施行規程」に改める。

この変更は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則